平成２９年（フ）第３１号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1306番地１小池アパート
債務者　江川　好美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成３０年（フ）第９号
相模原市南区桜台19番４―11号
債務者　小田恵理奈
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１４号
相模原市南区麻溝台８丁目12番５号　ＮＰＯさがみ相模原荘
債務者　酒井　　繁
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１７号
相模原市中央区田名3367番地18
債務者　後藤茂こと　ゴトウ・パウロ・シゲル
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１８号
相模原市緑区西橋本４丁目９番51号　メゾンドールタニ101
債務者　高橋のぶ子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目37番１号　ラ・ルーチェ102号
債務者　大貫　啓司
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２３９号
長野市安茂里小市２丁目12番19号
債務者　繁田　郭子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
静岡県三島市（若松町）4306番地　コーポ下賀茂106、前住所静岡県三島市中島269番地
債務者　川畑　孝治
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
静岡県沼津市北園町２番地の10　サザンウィンド北園105
債務者　久保　広子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
徳島県徳島市金沢２丁目２番27―101号　金沢マンション、旧住所徳島県三好市池田町シンヤマ3501番地３　池田新山団地Ｉ―３号室
債務者　木下　裕也
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７０号
盛岡市本町通３丁目18番１―112号、旧住所盛岡市中央通２丁目８番16号　４階
債務者　木村　記浩
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２０号
岩手県九戸郡洋野町種市第25地割28番地３
債務者　豊川　弘子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６号
福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字新屋敷3420番地
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
群馬県高崎市下佐野町857番地１　ノースヴィレッジＩ105号
債務者　田村　晃一
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第２３号
群馬県高崎市あら町129番地６　アビタシオン小池102号
債務者　中山　　晃
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６６８号
埼玉県川越市新宿町２丁目４番地３（板谷川越パークハイツ402号室）
債務者　佐藤智恵子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２号
埼玉県日高市大字高萩745番地４
債務者　森江　俊介
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部